一般社団法人信州上田観光協会「旅行企画助成事業」実施要綱

（名称）

第1条　本事業は「信州上田観光協会　旅行企画助成事業」と称する。

（目的）

第２条　この事業は、上田市への観光誘客を促進するため、市内を巡る旅行企画を実施する旅行会社に対して助成金を交付することとする。

（要綱）

第３条　この事業を実施するにあたり、以下の通り実施要綱を定める。

（助成対象者）

第４条　旅行業法に基づき旅行業の登録を受けた旅行事業者で日本国内に事業所がある旅行事業者、または、日本旅行業協会及び全国旅行業協会の正会員及び一般社団法人信州上田観光協会（以下「協会」とする）が特別に認めた者。

（事業期間）

第５条　期間については別途定めるものとする

（申請の要件）

第６条　日帰りツアー、宿泊ツアーともに以下の（１）から（８）までの要件を満たす場合に限る。

（１）　上田市外を出発地とする旅行企画であること。

（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行の種別は問わない。）

（２）　旅行企画の交通手段は、営業用ナンバーの貸切バスであること。

（３）　協会が定めた期間内（原則として令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に実施されること。ただし、期間は変更する場合がある。

（４）　ツアーの参加人数が２０名以上であること。

（５）　行程中（４）の人数が、宿泊ツアーの場合は、上田市内の観光地・施設を2ヶ所以上訪問し、市内で1泊以上宿泊をする内容であること。

日帰りツアーの場合は、上田市内の観光地・施設を2ヶ所以上訪問すること。

（６）　申請旅行企画の催行にあたり、他の補助金等を受けていても条件を満たせば交付対象とする。

（７）　旅行の目的が参加者の特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。

（８）　旅行会社一社、一事業部における助成金の合計が２００，０００円を超えていないこと。

　　 （助成の内容）

第７条　前条の要件を満たし事前に助成金を申請し、協会が承認した旅行企画に対し、以下の通り助成金を交付する。

（１）バス1台あたり、宿泊ツアー ５０，０００円、日帰りツアー ２０，０００円とする。

（２）旅行行程中に、市内で２泊以上の宿泊を伴い、第５条を満たす場合であっても１台と見なし、助成額を決定する。

（３) 助成金の交付金額は、旅行会社一社、一事業部あたり合計２００，０００円を上限とする。

（４）助成金の交付決定額が当該年度の予算に達した場合、その時点で本事業を終了する。

（交付申請）

第８条　申請者は、旅行企画出発の1か月前までに、以下の（１）から（３）までの書類を協会に提出する。

（１）交付申請書（様式第１号）

（２）申請をしようとする旅行企画の行程表（任意形式）

（３）申請をしようとする旅行企画の募集チラシ（現物）

（ＷＥＢ募集の場合ウェブサイトの当該箇所のコピー）

（助成金の交付決定及び通知）

第９条　協会は、助成金の交付申請があった場合、当該申請の内容を審査し、助成金交付の可否を速やかに決定し、その内容を認定通知書（様式２号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第１０条　申請者は、助成金交付決定を受けた後において、以下の各号のいずれかに該当するときは、変更・中止申請書（様式第３号）を協会に提出し承認を得なければならない。

（１）助成金交付申請の内容に変更が生じたとき。

（２）当該旅行企画を中止したとき。

（実績報告と助成金の請求）

第１１条　申請者は、旅行企画が終了次第速やかに実績報告書（様式第４号）、及び助成金請求書（様式第６号）、その他必要書類を添えて協会に提出しなければならない。

また宿泊ツアーの場合のみ、上記の書類に加え、宿泊証明書（様式第５号）を協会に提出すること。

（助成金の決定及び交付）

第１２条

１　協会は、前条により実績報告書及び助成金交付請求書の提出を受け、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、受理が適当と認めた場合は交付を確定し､申請金額の全部または一部を速やかに交付するものとする。

２　助成金の振込先は日本国内の口座に限るものとする。

（決定の取消し）

第１３条

１　協会は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

（１）認定の内容に違反したとき。

（２）法令又はこれらに基づく協会の指示に違反したとき。

（３）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

２　助成金の交付決定を取り消したときは、交付取消通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第１４条　交付後に不正が認められた場合、協会は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した助成金について期限を決めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については協会が別に定める。また、必要に応じ断りなく見直す場合がある。

附則

　この要綱は、令和３年１２月１０日から施行する。